

職業安定分科会(第192回)	参考資料2
令和5年3月17日	

職業安定分科会雇用保険部会(第179回)	資料2
令和4年12月19日	

求職者支援制度について

求職者支援制度及び特例措置の概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金**を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ コロナ禍で講じている特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	月8万円以下 → シフト制で働く方などは月12万円以下 ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	月25万円以下 → 月40万円以下 ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める → 理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	再就職や転職を目指す者 → 転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間：2か月から6か月 → 2週間から6か月 訓練時間：月100時間以上 → 月60時間以上 ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

特例措置の活用状況の分析に用いたデータの概要

① 業務データ（受講者数：56,055人）

- 訓練開始日が令和3年12月以降（※）であり、かつ、訓練終了日が令和4年9月以前である公的職業訓練（求職者支援訓練・公共職業訓練）を受講した者のデータ

（※）世帯収入要件、出席要件（やむを得ない理由以外の欠席）、訓練対象者の特例の適用開始後

② 訓練受講者に対するアンケート調査結果（受講者数：2,299人）

- 全国のハローワークにおいて、雇用保険受給者以外の者に対して、訓練受講開始から概ね1か月後の時点で、在職状況や特例措置の適用状況等をアンケートにより調査

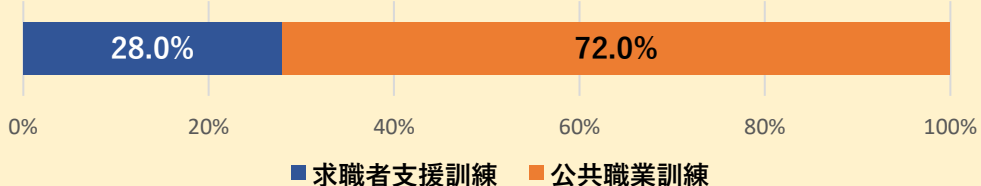
（調査対象）求職者支援法に基づく支援指示により求職者支援訓練又は公共職業訓練を受講する者のうち、初回の指定来所日が令和4年6月20日から同年7月15日までの者

（調査方法）訓練受講者が調査票に記入・提出（特例措置の適用状況はハローワーク職員が記入）

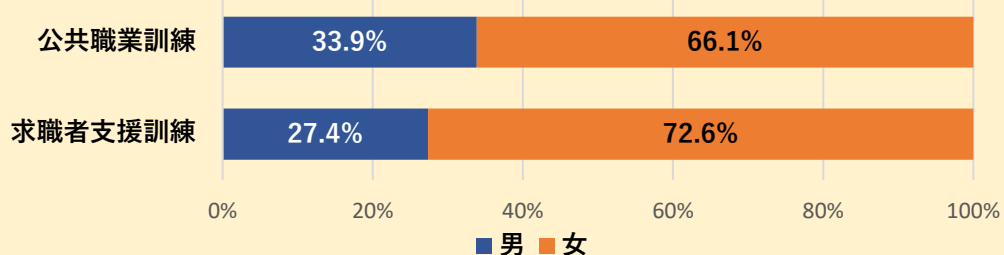
訓練受講者の属性

- 訓練受講者の割合は、求職者支援訓練と公共職業訓練が約3：7。求職者支援訓練のほうが女性の割合が高い。
- 受講年齢層は幅広く、男性は20歳台、女性は40歳台が最も多い。
- 求職者支援訓練受講者は20歳台、公共職業訓練受講者は40歳台が最も多い。

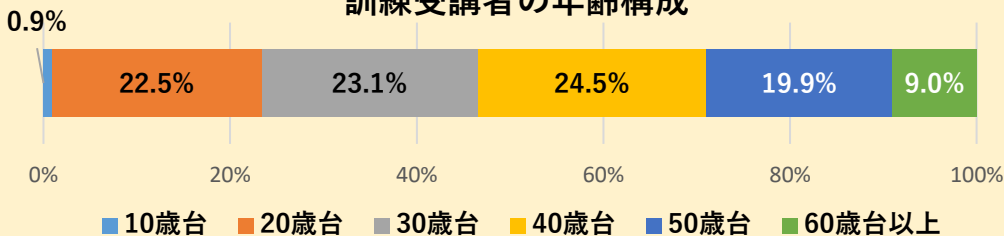
訓練受講者の割合（訓練種類別）



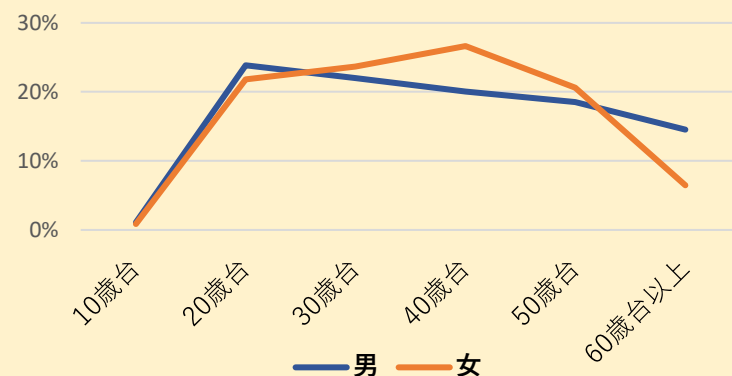
訓練受講者の男女比（訓練種類別）



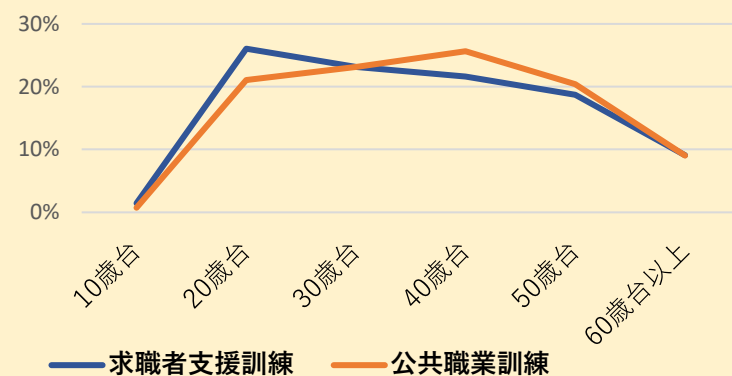
訓練受講者の年齢構成



訓練受講者の年齢構成（男女別）

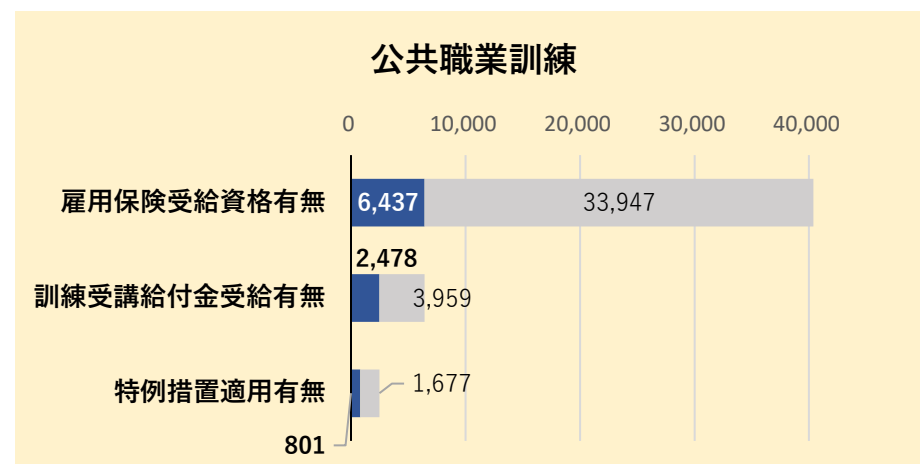
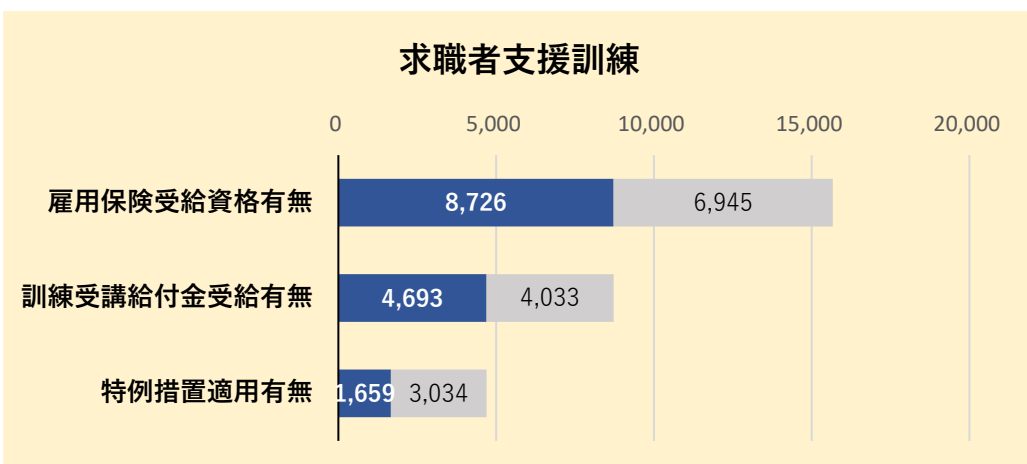
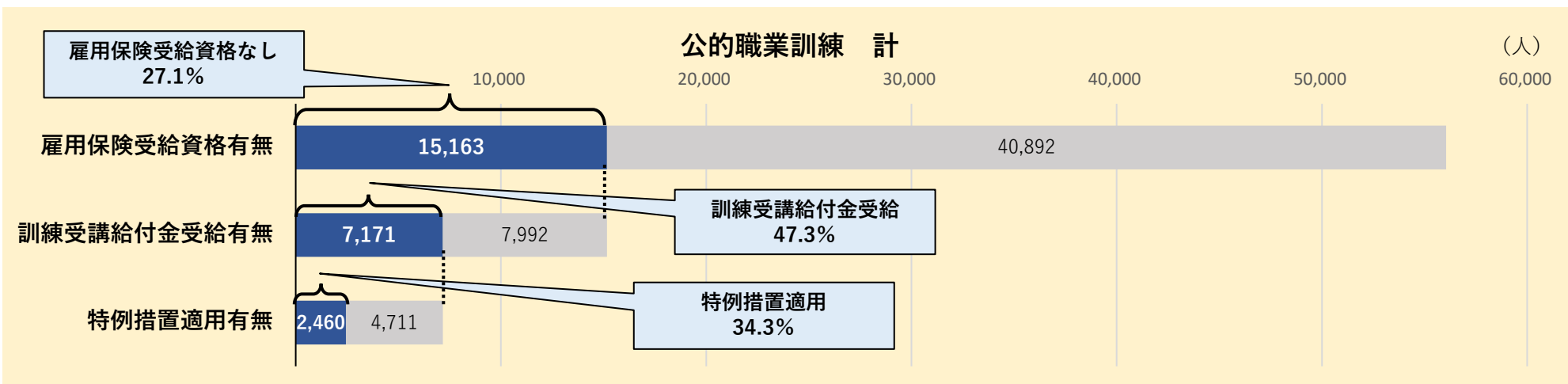


訓練受講者の年齢構成（訓練種類別）



職業訓練受講給付金支給状況

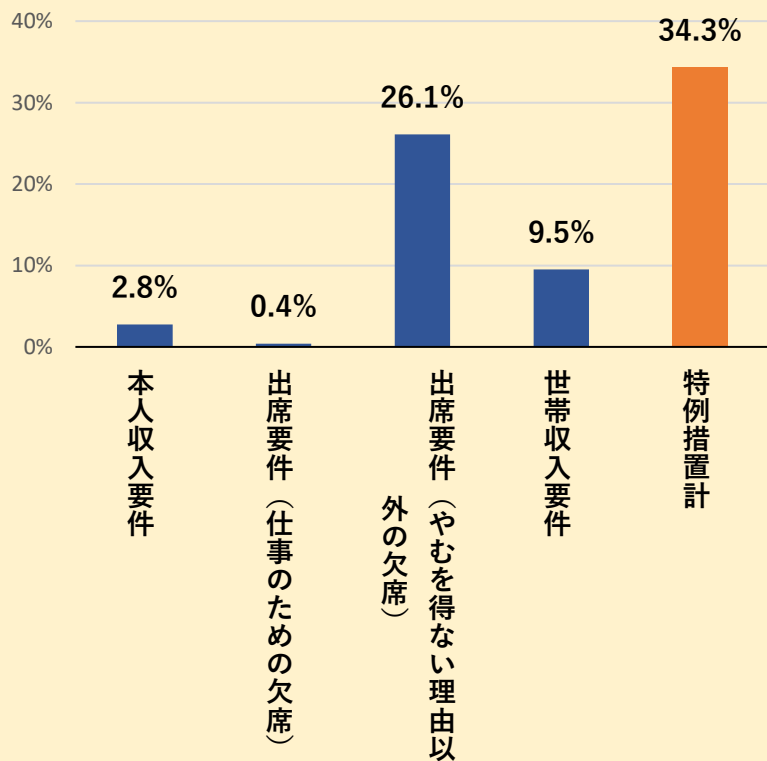
- 雇用保険を受給できない者は訓練受講者の27.1%。そのうち47.3%が受講給付金を受給。
- 受講給付金受給者のうち特例適用者は34.3%。
- 求職者支援訓練のほうが公共職業訓練よりも雇用保険を受給できない者の割合、受講給付金受給割合、特例適用割合が高い。



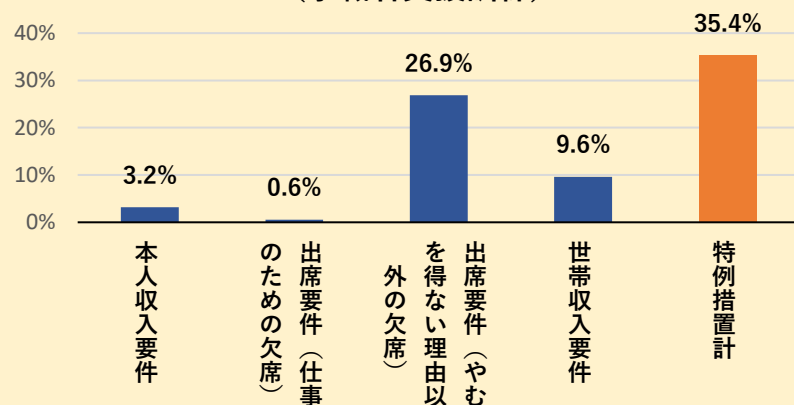
特例措置適用状況

- 受講給付金受給者の34.3%がいずれかの特例措置を利用。
- 出席要件（やむを得ない理由以外の欠席）の特例措置が最も利用されている。
- 求職者支援訓練受講者のほうが公共職業訓練受講者より特例措置の利用割合が高い。

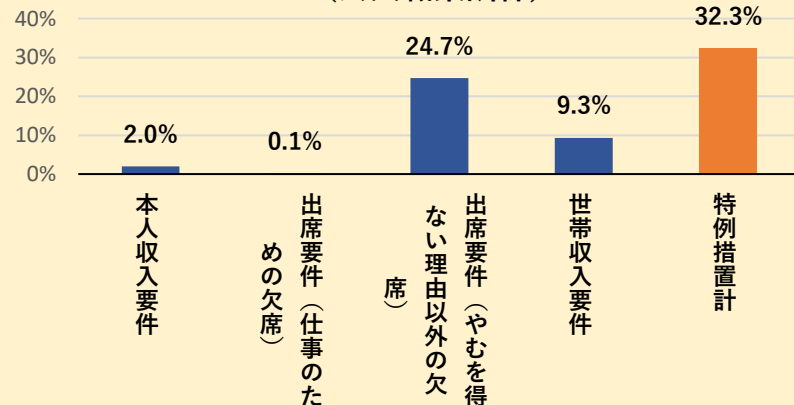
受講給付金受給者のうち特例措置が適用された者の割合
(公的職業訓練計)



受講給付金受給者のうち特例措置が適用された者の割合
(求職者支援訓練)



受講給付金受給者のうち特例措置が適用された者の割合
(公共職業訓練)

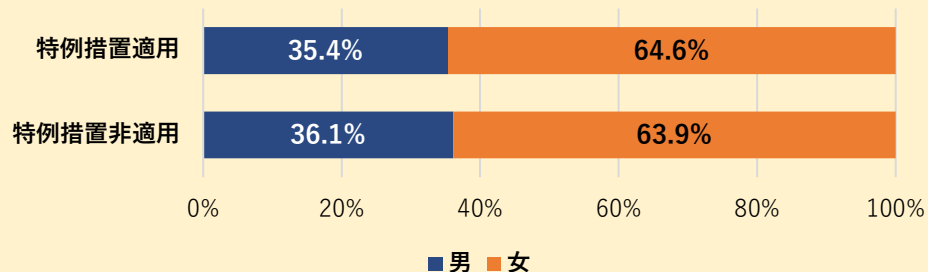


(注) 訓練対象者の特例（転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を訓練対象者に加える）については、活用が非常に少なかったことから効果分析の対象としていない。

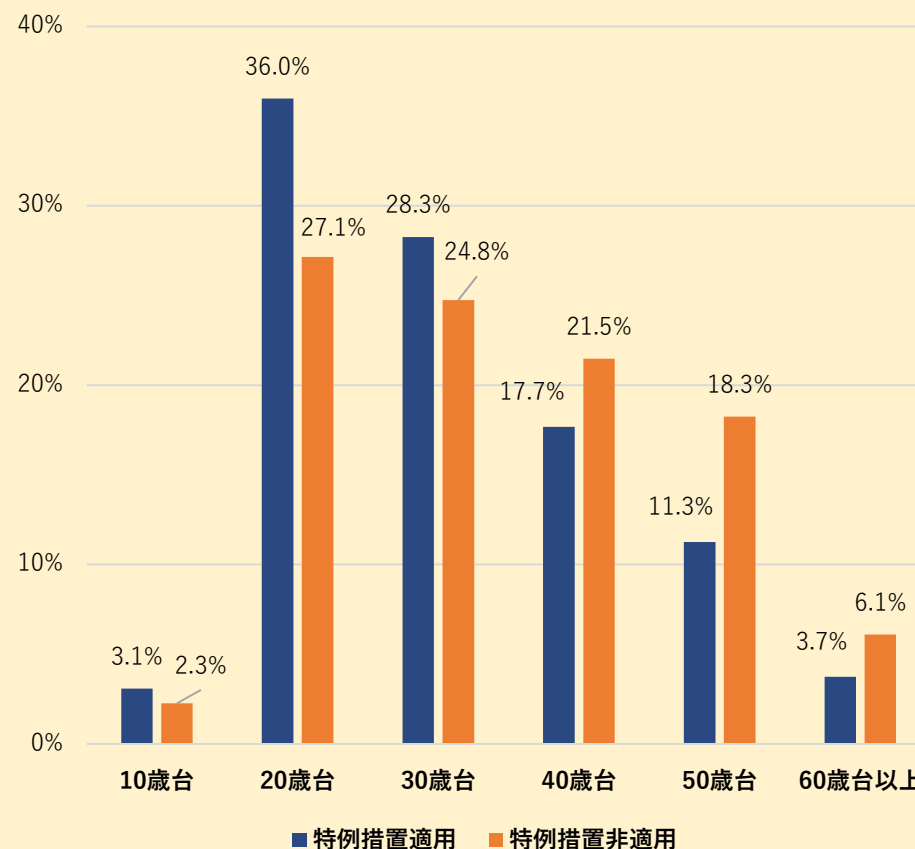
特例措置適用者の属性

- 特例措置の適用者と非適用者で男女比に大きな違いはない。
- 特例措置適用者は20～30歳台の者が多い。
- 特例措置適用者は非適用者に比べて求職者支援訓練受講者の割合が高い。

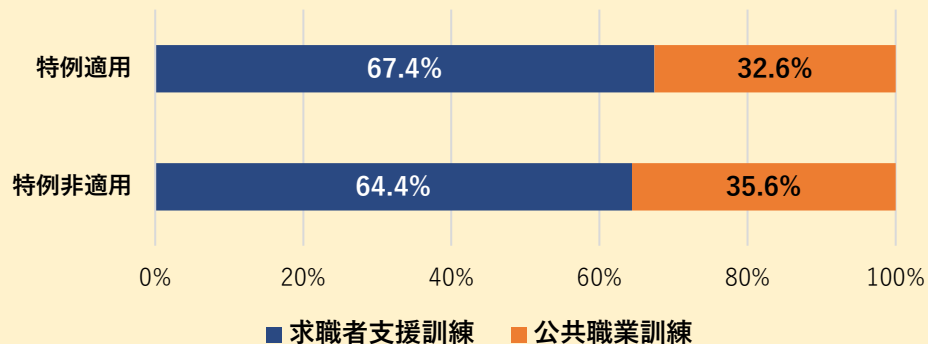
特例措置の適用者／非適用者の男女比



特例措置の適用者／非適用者の年齢



特例措置の適用者／非適用者の受講訓練



特例措置の効果（受講促進効果等）

- 訓練受講者数は特例措置開始前より10.5%増加。うち、雇用保険受給資格者の増加率は6.8%、雇用保険受給資格者以外の者の増加率は21.9%。
- 中退率（就職によるものを除く）は、全体的に上昇する中、受講給付金受給者のみ低下している。

① 訓練受講者数（令和3年12月～令和4年9月）

	求職者支援訓練			公共職業訓練			公的職業訓練計		
	受講者数	前年同期差	前年同期比	受講者数	前年同期差	前年同期比	受講者数	前年同期差	前年同期比
訓練受講者	15,671	2,417	18.2%	40,384	2,915	7.8%	56,055	5,332	10.5%
うち雇用保険受給資格者	6,945	459	7.1%	33,947	2,152	6.8%	40,892	2,611	6.8%
うち雇用保険受給資格者以外の者	8,726	1,958	28.9%	6,437	763	13.4%	15,163	2,721	21.9%
うち受講給付金受給者	4,693	1,343	40.1%	2,478	695	39.0%	7,171	2,038	9.3%

② 中退率（就職によるものを除く）

	令和2年12月～令和3年9月	令和3年12月～令和4年9月
訓練受講者	5.3%	5.8%
うち雇用保険受給資格者	4.1%	4.5%
うち受講給付金受給者	6.1%	5.6%
うち受講給付金非受給者	10.8%	12.5%

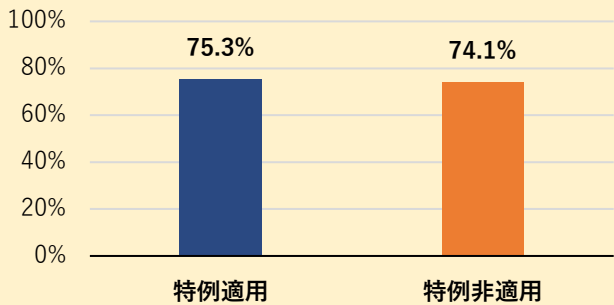
（注）中退率＝中途退校者（就職以外の理由）／訓練受講終了者（中退者を含む）

特例措置の効果（就職率等）

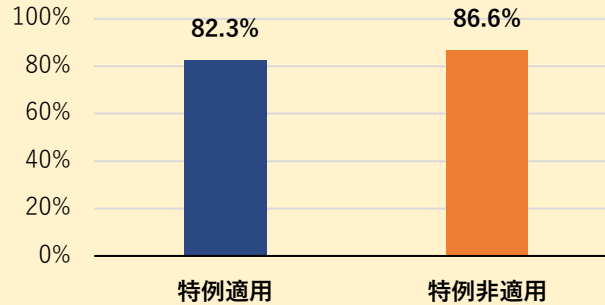
○ 特例措置の適用者と非適用者を比較（※）すると、就職率、雇用保険適用就職割合、関連就職割合、就職者の雇用形態に大きな違いはない。

（※）就職・未就職の状況が明らかになっている者について比較したもの

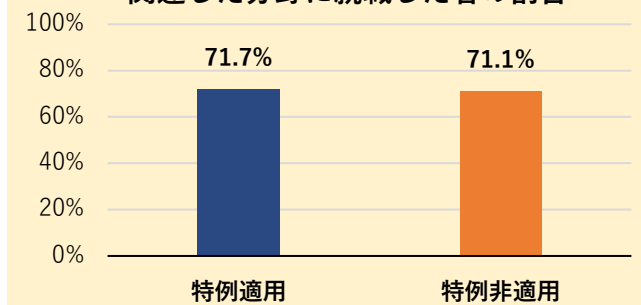
特例措置の適用者／非適用者の就職率



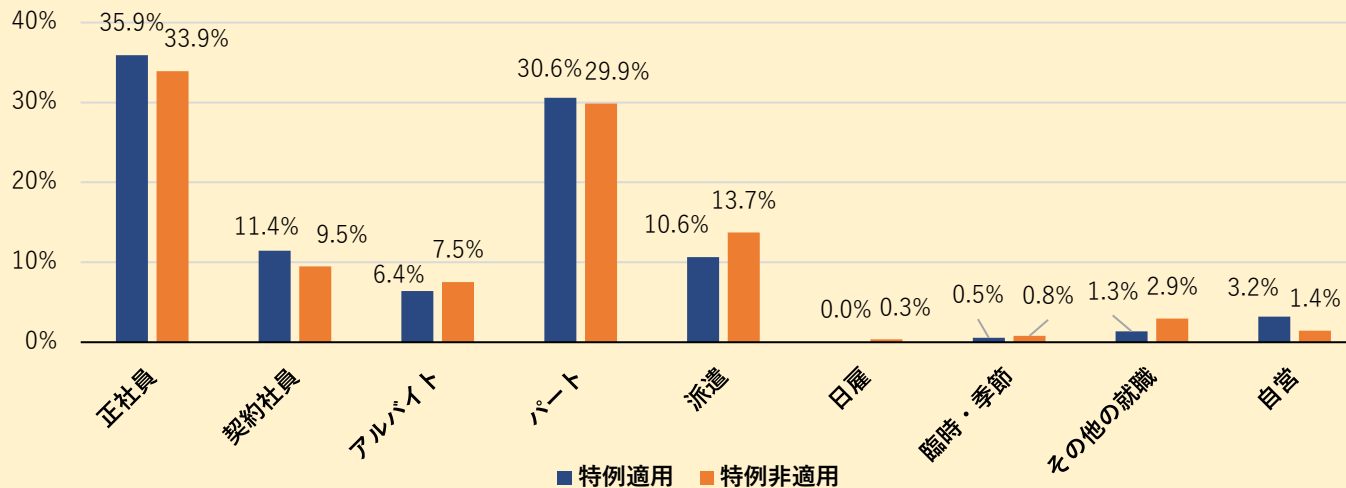
就職者のうち雇用保険適用就職した者の割合



就職者のうち受講した訓練と関連した分野に就職した者の割合



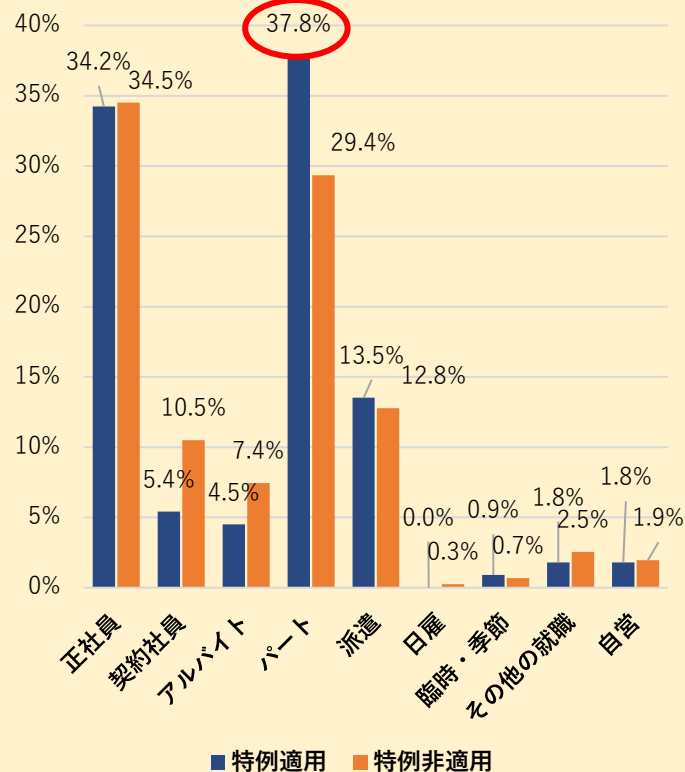
就職者の就職先での雇用形態



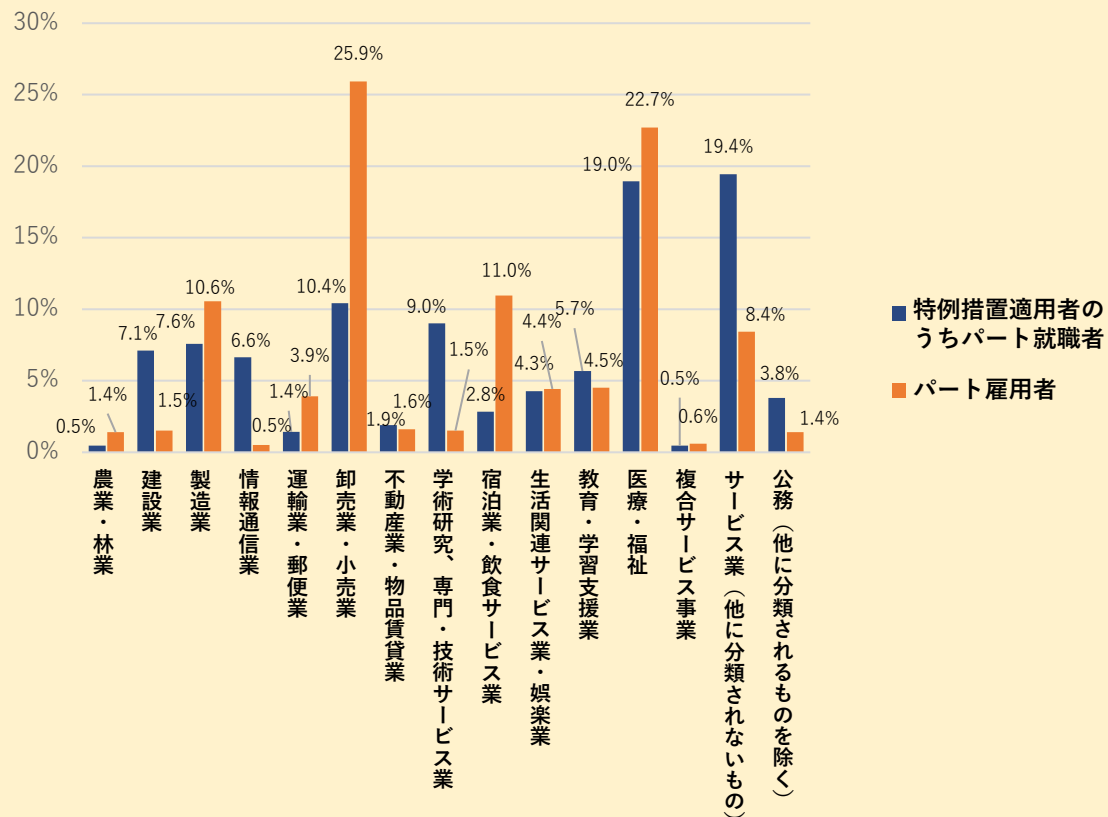
特例措置の効果（就職率等・世帯収入要件適用者）

- 特例措置（世帯収入要件）の適用者については、パート就職している者の割合が高い。
- 特例措置（世帯収入要件）の適用者のうちパート就職した者の就職先の産業と、全パート雇用者が働いている産業を比較すると、「建設業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」等において、特例措置（世帯収入要件）の適用者の就職割合が高い。

特例措置（世帯収入要件）適用者のうち就職した者の就職先での雇用形態



特例措置（世帯収入要件）適用者のうちパート就職者の就職先産業と各産業のパート雇用者の割合（令和3年度）との比較



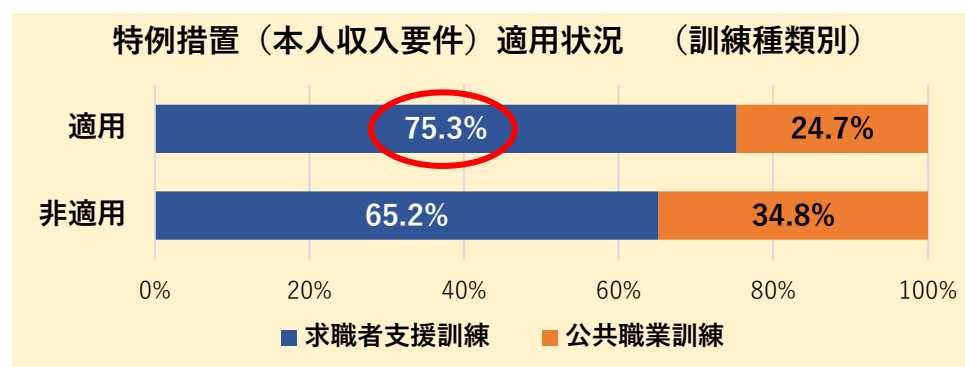
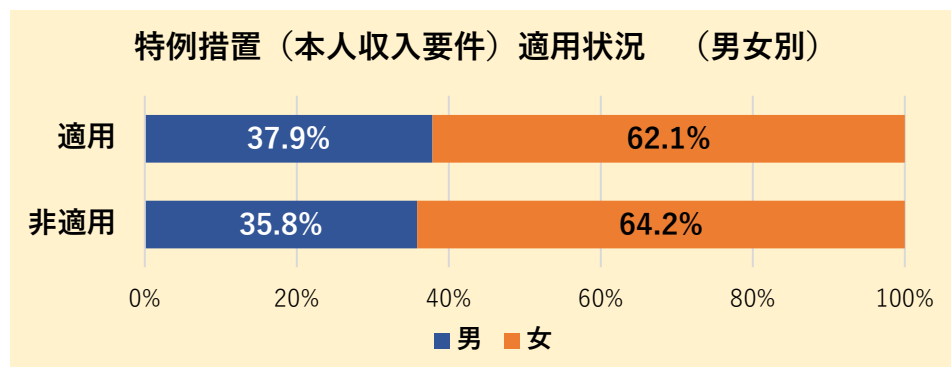
(注) 雇用保険適用就職した者のみ

(注) 「特例措置（世帯収入要件）適用者のうちパート就職者」は雇用保険適用就職した者のみ
(出所) 令和3年度労働力調査

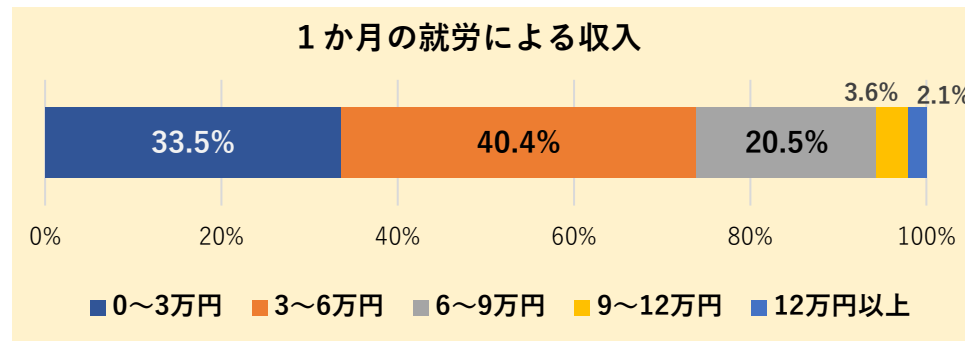
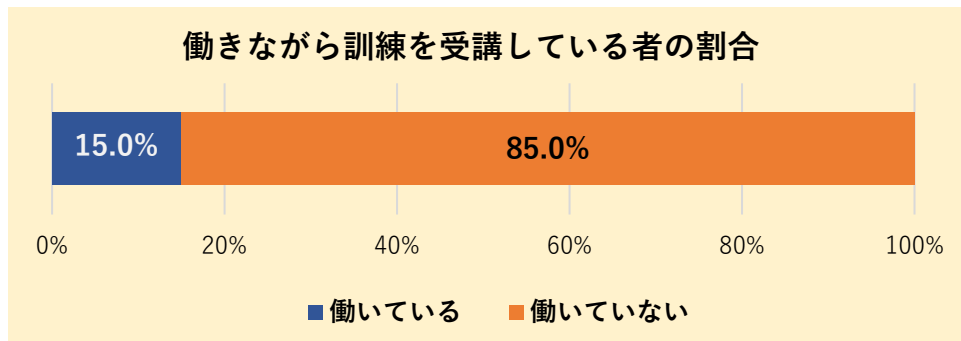
特例措置の効果（本人収入要件）

- 本特例措置は、訓練種類別では求職者支援訓練受講者の活用が比較的多い。
- 働きながら訓練を受講している者は15%。そのうち、1か月の収入が6万円以上である者は4分の1程度。

【業務データ】



【アンケート結果】

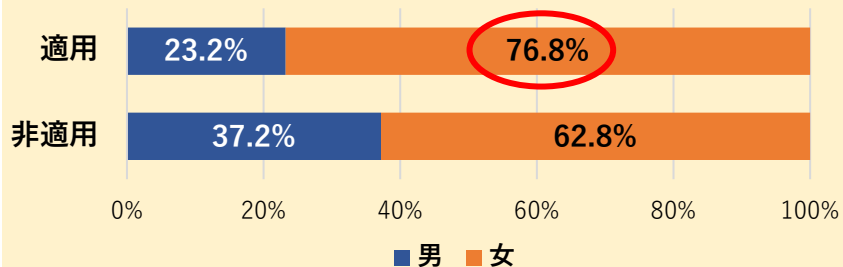


特例措置の効果（世帯収入要件）

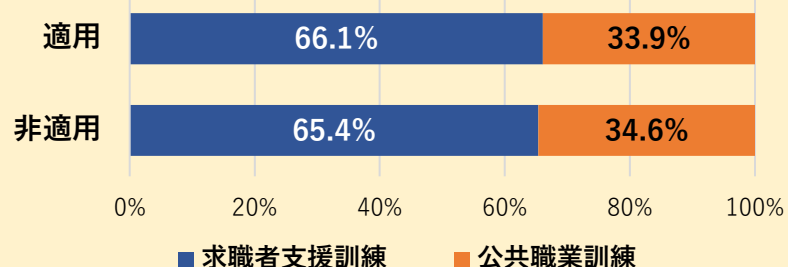
- 本特例措置は、男女別では女性の活用が比較的多い。
- 本特例措置は、育児中の者や働いている者の活用が多い。

【業務データ】

特例措置（世帯収入要件）適用状況（男女別）

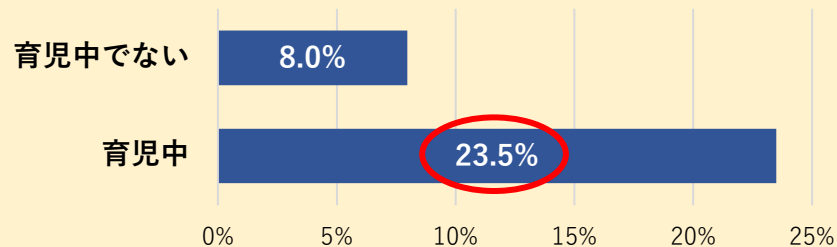


特例措置（世帯収入要件）適用状況（訓練種類別）

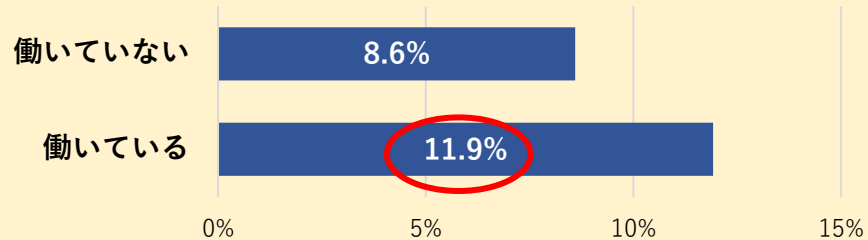


【アンケート結果】

特例措置（世帯収入要件）の適用割合



特例措置（世帯収入要件）の適用割合



（注）「育児中の者の中での適用割合」及び「育児中でない者の中での適用割合」をそれぞれ示したもの。

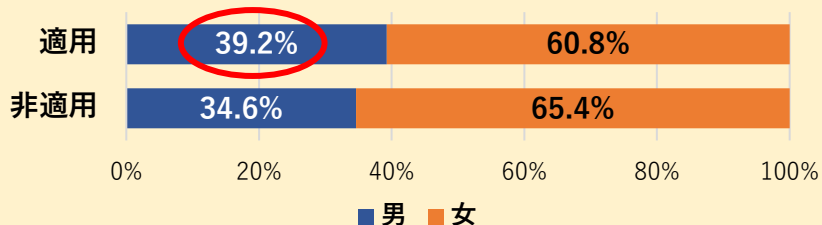
（注）「働いている者の中での適用割合」及び「働いていない者の中での適用割合」をそれぞれ示したもの。

特例措置の効果（やむを得ない理由以外の欠席）

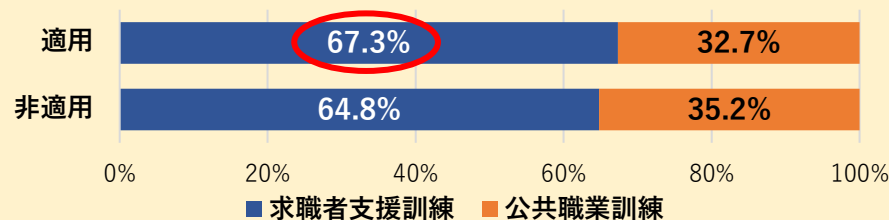
- 本特例措置は、男女別では男性、訓練種類別では求職者支援訓練受講者の活用が比較的多い。
- 本特例措置は、育児中の者の活用が多い（なお、訓練受講者のうち育児・介護をしながら訓練を受講しているのは8.2%）。
- 給付金受給者が本特例措置を活用した回数の平均は0.4回程度。また、本特例措置の適用者が本特例措置を活用した回数の平均は1.5回程度。

【業務データ】

特例措置（やむを得ない理由以外の欠席）適用状況（男女別）



特例措置（やむを得ない理由以外の欠席）適用状況（訓練種類別）

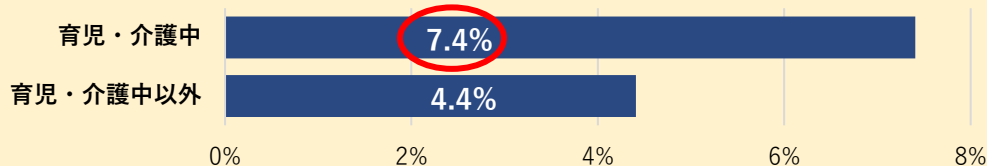


特例措置（やむを得ない理由以外の欠席）の適用回数等

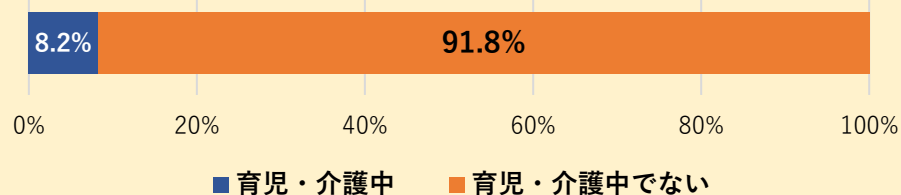
	訓練実施期間（月数）	給付金受給回数	特例措置適用回数
給付金受給者	4.1	3.4	0.4
本特例措置適用者	4.4	3.6	1.5

【アンケート結果】

特例措置（やむを得ない理由以外の欠席）の適用割合



育児・介護をしながら訓練を受講している者の割合

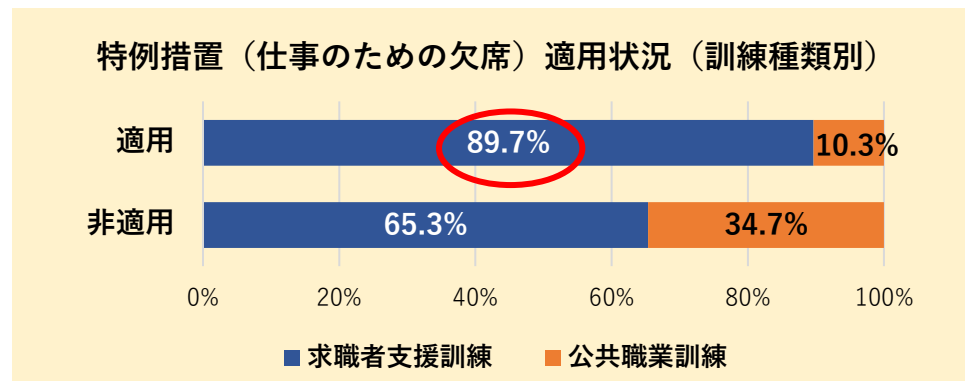
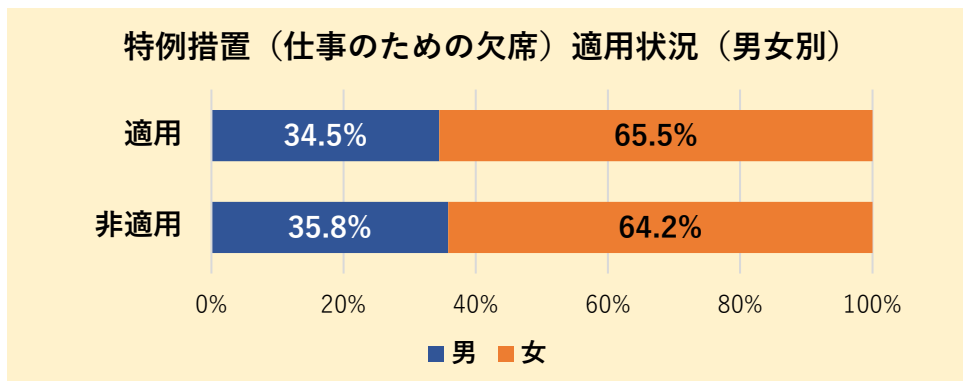


（注）「育児・介護中の者の中での適用割合」及び「育児・介護中でない者の中での適用割合」をそれぞれ示したもの。

特例措置の効果（仕事のための欠席）

- 本特例措置は、訓練種類別では求職者支援訓練受講者の活用が比較的多い。
- 本特例措置の適用割合は受講給付金受給者全体の中の0.4%、働きながら訓練を受講している者の中の2.7%。

【業務データ】



特例措置（仕事のための欠席）の適用割合

給付金受給者に占める割合	0.4%
給付金受給者のうち働いている者に占める割合（※）	2.7%

（※）アンケート結果（働いている者の割合15%）より推計

- 求職者支援制度について、新型コロナウイルスの影響を受けた者を支援するために講じてきた特例措置が令和4年度末に終了するが、特例措置の活用状況や効果を踏まえ、
 - ・ 特例措置終了後における職業訓練受講給付金の支給要件（出席要件や世帯収入要件など）のあり方、
 - ・ 訓練対象者の範囲（在職者の取扱い）、についてどのように考えるか。

- 職業訓練の円滑な受講を支援する観点から、月10万円の職業訓練受講手当以外の支援（例えば、交通費の支援）も含め、制度の改善を図るべき点はないか。

参考

求職者支援制度の特例措置の適用件数

○ 特例措置の適用件数

	令和3年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	令和4年度計
本人収入要件	2	10	20	22	27	29	41	39	36	45	56	69	72	52	78	75	76	69	88	92	530
世帯収入要件										0	24	142	233	186	292	305	313	369	406	499	2,370
出席要件(やむを得ない理由以外の欠席)										1	159	396	489	476	561	627	658	721	710	671	4,424
出席要件(仕事のための欠席)	1	3	0	2	4	4	2	3	2	2	5	12	17	13	9	15	13	8	14	15	87
訓練対象者の特例										0	7	5	5	2	0	1	1	1	2	3	10
訓練受講給付金支給件数	4,715	3,688	4,037	4,152	4,506	4,457	4,442	4,598	4,604	4,614	4,893	4,876	5,876	5,068	5,713	5,709	5,743	6,097	6,016	5,483	39,829

※ 各月に職業訓練受講給付金の特例措置を適用した件数。

○ 訓練受講給付金支給件数に占める割合

	令和3年 2~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	令和4年度計
本人収入要件	0.0%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.9%	0.8%	0.8%	1.0%	1.1%	1.4%	1.2%	1.0%	1.4%	1.3%	1.3%	1.1%	1.5%	1.7%	1.3%
世帯収入要件										0.0%	0.5%	2.9%	4.0%	3.7%	5.1%	5.3%	5.5%	6.1%	6.7%	9.1%	6.0%
出席要件(やむを得ない理由以外の欠席)										0.0%	3.2%	8.1%	8.3%	9.4%	9.8%	11.0%	11.5%	11.8%	11.8%	12.2%	11.1%
出席要件(仕事のための欠席)	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%
訓練対象者の特例										0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）（*） ● 世帯全体の収入が月40万円以下（*） ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 訓練の8割以上に出席している（*） ● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない ● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

○ 主な対象者

* 令和5年3月末までの特例措置

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職や社内での正社員転換を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]

離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和5年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練		
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>		
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など		
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練		
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※シフト制の方などを対象とした訓練コースは <u>2週間から</u> （令和5年3月末までの特例措置）		
	訓練分野	<u>IT</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など	
		<u>営業・販売・事務</u>	OA経理事務科、営業販売科など	
<u>医療事務</u>		医療・介護事務科、調剤事務科など		
<u>介護福祉</u>		介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など		
	<u>デザイン</u>	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など		
	<u>その他</u>	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など		

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円/人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月</u> ※シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円/人月、 30%以上55%未満：6万円/人月、30%未満：5万円以上/人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

* 令和5年3月末までの特例措置

[求職者支援資金融資]

給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資

- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

ハローワークでは、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの就職支援計画の作成、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細やかな支援を行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）

